

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、地方消費者行政の充実、強化が必要です。しかし、令和7年度末には多くの地方公共団体において、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政強化交付金の活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持、消費者教育や啓発に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退、縮小が懸念されます。

また、被害の防止、救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっています。相談員を確保し、安定的に業務を継続できるよう、雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要です。

さらに、消費生活相談のデジタル対応に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定していますが、端末のリース費用やセキュリティ対策の継続的な更新費用などは地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきです。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
2. 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
3. 国が進める消費生活相談のデジタル対応に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月27日

枚方市議会議長 田 口 敬 規

〈提出先〉

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）